

2021年5月16日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 検察審査会について
- 試用期間について

■ 無料相談会のご案内

● 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 86



エバー総合法律事務所

検察審査会について

1 はじめに

交通事故や傷害行為などの刑事事件が起きた場合、通常、警察が事件の内容の捜査を行います。事件によっては検察官が捜査を指揮することもあります。概ね警察が調べた捜査結果をもとに、加害者（「被疑者」と言います）を裁判にかける（起訴）か、あるいは裁判にしない（不起訴）か、について検察官が判断します。このように検察官は起訴をする権限を独占しています。しかし、時には検察官が起訴をしないことに被害者などが納得できない場合があります。そのような場合のために、起訴権（「公訴権」とも言います）独占の例外として設けられたのが検察審査会という制度です。今回はこの制度について概略を説明したいと思います。

2 検察審査会の目的について

検察官が独占する起訴権行使の適否について、起訴した場合には有罪か無罪かという形で裁判所によりチェックがなされますが、不起訴の場合にはチェックされることはありません。そこで、国民の中からくじで選ばれた人々によって民主的なチェックを行い、公正な処理が行われているか否かを審査することを目的として設立されたのが検察審査会です。昭和23年7月から開始し、これまで62万人以上の方々が審査員や補充員を務めてきたとされています。

3 検察審査会の構成について

検察審査員11名により審査が行われます（そのほか同数の補充員もいます）。審査員は、20歳以上で選挙権を有する国民からくじで選ばれます。審査員の任期は6カ月で、3カ月ごとに半数が入れ替わることとなりますが、各審査会ごとに4つのグループに分けられています。審査員の氏名、住所等の個人情報、本人以外に開示されることはない、審査申立人や被疑者等の事件関係者に知られることはありません。

4 検察審査会が審査を開始する場合について

検察審査会が審査をする場合には、申立による場合と審査会自体が多数決で職権で審査を開始する場合があります。申立をできる方は、告訴若しくは告発をした方、請求を待って受理すべき事件について請求をした方、又

は犯罪により被害を被った方（被害者が亡くなった場合にはご遺族）です。申立費用はかかりません。

5 検察審査会が判断する事項について

審査会が判断する事項は、①検察官の公訴を提起しない処分の当否の審査に関する事項、②検察事務の改善に関する建議又は勧告に関する事項とされています。

無作為で選ばれる審査員によって判断されるので法律の知識は必要とはされず、それぞれの良識に基づいて判断されることとなります。非公開で会議が行われ、審査員は守秘義務がありますので、会議の内容が外部にもたらされることはありません。会議の結論は審査員の多数決で行います。議決は、①不起訴相当の議決、②不起訴不当の議決、③起訴相当の議決、のうちいずれかになります。このうち③の起訴議決の場合には8人以上の賛成が必要とされています。

6 起訴相当の議決が出た場合について

この場合には、議決書を作成して、検事正（地方検察庁の長になります）や地方裁判所などに送付され、検察官は再度起訴について検討することとなります。それでも、検察官から不起訴処分をした旨の通知を受けた場合や定められた期間内に起訴相当議決に対する処分の通知がなかった場合には、審査会は再度の審査を行うこととなります。そして、その結果やはり起訴すべきという議決が出た場合には、地方裁判所が、検察官の職務を行う弁護士を指定し、この指定弁護士が検察官に代わって起訴することとなります。

7 最後に

有権者からくじで選ばれるという点では裁判員制度と似ていると感じられる方もおられると思います。裁判員は裁判所で判決を出すという立場であり、審査員は、起訴という、裁判への入口を審理するという立場であり、役割は大分異なります。しかしいずれも司法の役割に民主的なチェックを行うという意味では同じです。選任をされた場合には、貴重な体験ですので可能な限り関与していただくことをお勧めします。裁判所のホームページにも詳しく記載されていますので参考にしてください。



試用期間について

1 多くの企業では、入社後の一定期間を「試用期間」としていることがあり、「見習い」として適格性を判断する制度を設けています。試用期間の具体的な期間については、特に法的な規制はありませんが、1ヶ月から6カ月程度の期間を定めることが一般的とされています。今回は、試用期間として雇用を開始した場合の注意点を記載してみたいと思います。

2 本採用拒否をめぐる紛争について

判例によれば、試用期間中の労働契約は、採否決定までの段階では十分調査できない資質、性格、能力について、さらに観察・調査したうえで、最終的な採否を決定するための解約権付労働契約であるとされています。試用期間中も労働契約ですので、労働契約や就業規則で本採用のための条件（解約条件）などを明確に定めておく必要があります。

本採用を拒否するという事は、この解約権を行使するという事になります。正社員の解雇に比べると、使用者側に裁量の幅が比較的認められているといえますが、解雇であることは同じなので、労働契約法の適用はあり、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であることは必要とされています。これはまだ労働が開始していない内定取り消しとは異なります。

特に新卒採用者の場合には、技能や能力はこれから勤務を継続する中で培われるものですから、平均よりも勤務成績不良、労働能力が低いというだけでは解約権の行使は認められないとされているところです。特定の技能や能力を持つということで採用したところ、そのような技能や能力を欠如していたり、経歴詐称がある場合には、解約権の有効性は認められやすいとされています。

このようにただ単に「不適格性」という抽象的な言葉のみで片づけるわけにはいかず、採用者の能力や資質について、それらが低い度合いや改善の見込みがないことについて、具体的にかつ客観的に明らかにするために数値化したり、記録するなどの対応が必要です。試験なども一つの客観的な指標として役立つといえます。

本採用拒否が争われた場合には、解約条件、解約条件適合の事実について使用者側で立証していく必要があります。認められなければ正社員としての地位は有効となりますので、人材募集担当の方は十分注意しておく必要があります。

3 試用期間中の解約権の行使や試用期間延長について

試用期間満了前に解約権の行使ができるかという点について、高裁の判例ではありますが、労働契約上満了前の解約権行使の規定がないことに触れ、満了時の解約権行使よりもより一層の高度の合理性と相当性が求められるとしたものや、解約権の行使が無効とされたものがあります。ですから、満了前の解約権の行使が可能であることを予め契約に明記するとともに、前項のとおり、解約条件を明記しておく必要があります。

また、試用期間の延長についても、就業規則の中に、延長ができることについて明確に定めておかないと延長の法的効力がないとしたものや、延長の仕方によっては公序良俗違反とされたケースもありますので、安易な運用には注意が必要です。

なお、試用期間が満了した場合に、解約権の行使がなければそのまま通常の労働関係の継続となるので、解約権を行使するか否かの判断は遅滞なく行うことが必要です。

4 最後に

試用期間の認識不足が無用な紛争を生む結果にもなり、事業者、労働者双方にとって混乱させる結果にもなりかねませんので、改めて試用期間が労働契約であるということをご確認いただき、労働契約の内容や就業規則の規定を見直すなど、注意されるようにしてください。お悩みの場合にはご相談ください。

無料相談会
のご案内

2021年5月18日火曜日、5月26日水曜日、6月1日火曜日、6月9日水曜日のいずれも午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

料金 のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3,300円
1時間	5,500円

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	33万円
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 66万円
200万円の場合	35万2千円

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	33万円から55万円
預り金	5万円程度
報酬	33万円から55万円

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	11万円から22万円
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所 のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

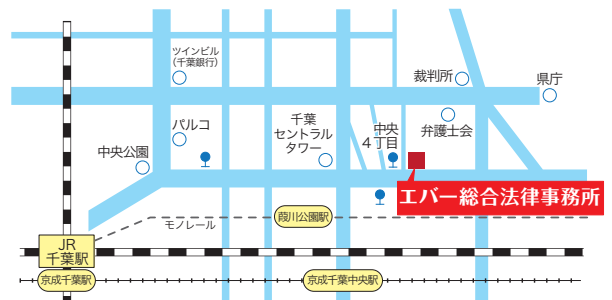
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



- 千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
- 駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。